

高知工業高等専門学校学生会規約

制 定 昭和38年 5月22日
一部改正 平成28年 1月18日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、高知工業高等専門学校学生会（以下「本会」という。）と称する。

2 本会の事務所は、高知工業高等専門学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、学生の自治自律の精神に基づく自発的活動を通じて

- (1) 学生生活を楽しく、豊かに、節度あるものとし、良き校風と伝統を創りあげること。
- (2) 心身の健康を助長し健全な趣味、豊かな教養を身につけ、思索と実践力に富む格調高い人間を創りあげること。
- (3) 学校生活における集団活動に積極的に参加し、協同的、民主的行動の態度を身につけること。
等を目的とする。

第2章 会員

(会員)

第3条 本会は、高知工業高等専門学校学生をもって会員とする。

2 本会の会員は、次の権利並びに義務を有する。

- (1) 本会の定める役員の選挙権と被選挙権
- (2) 本会の行う諸活動に参加する権利
- (3) 本会の会費を定期に納入する義務
- (4) 本会の機関の決定に従う義務

第3章 組織

(組織)

第4条 本会に、次の機関を置く。

- (1) 学生総会
- (2) 評議員会
- (3) 学生役員会
- (4) 執行部会
- (5) 執行委員会（常置委員会及び特別委員会）
- (6) 選挙管理委員会
- (7) 会計監査委員会
- (8) 文化局
- (9) 体育局
- (10) 学科学生総会

(11) 女子学生総会

(役員)

第5条 本会に次の学生会役員（以下「役員」という。）を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記長 1名
- (4) 会計委員長 1名
- (5) 女子学生総会代表 1名

第6条 会長、副会長、書記長は、学生総会での公選により選出される。

- 2 会計委員長は、学生総会での承認により選出される。
- 3 女子学生総会代表は、女子学生総会において選出される。
- 4 役員の仕事は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、学生会を代表し執行部会を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
 - (3) 書記長は、会長、副会長を補佐し、執行部会の事務を処理する。
 - (4) 会計委員長は、本会の予算執行を司る。
 - (5) 女子学生総会代表は、会長、副会長を補佐するとともに、女子学生との連絡調整を行う。
- 5 役員の仕事は1年とする。
- 6 役員の仕事不信決議は次の場合学生総会において審議され2/3以上の支持を必要とする。
 - (1) 執行部会が解任された場合
- 7 第6条第1項及び第2項の役員は、本会の他のあらゆる役職を兼ねることができない。

(学生総会)

第7条 学生総会は、本会の最高決議機関である。

- 2 学生総会の議長及び副議長各1名は互選とし、書記2名は議長がこれを委任する。任期はともに1年とする。
- 3 学生総会は、本会議長によって次の場合に招集される。
 - (1) 毎年定期1回（後期）
 - (2) 評議員会が必要と認めた場合
 - (3) 本会員数の1/5以上が同意署名により要求のあった場合。ただし、(2)・(3)の場合、議長は会議の目的を明示して招集しなければならない。
- 4 学生総会の定足数は3/4とし、議決は過半数の賛成を必要とする。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 学生総会において審議、議決しなければならない事項は次のとおりとする。
 - (1) 役員の仕事改選及び不信に関する事項
 - (2) 選挙管理委員の選出
 - (3) 会計監査委員の選出
 - (4) 各種執行委員会のうち、特別委員会の委員長の選出
 - (5) 本会の規約の改変に関する事項
 - (6) 評議員会不信に関する事項

- (7) 本会活動にとって重大な関係のある事項
 - (8) その他評議員会で必要と認めた事項
- 6 学生総会開催の3日前までに議長は、日程、議案、その他必要事項を本会員に告示しなければならない。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

(評議員会)

第8条 評議員会は、学生総会に次ぐ決議機関である。

- 2 評議員会は、役員、各学級から2名及び文化局、体育局から3名ずつ選出された評議員をもって構成される。文化局及び体育局からの評議員は、局会において選出される。ただし学級と局の評議員を兼ねることはできない。
- 3 評議員会は、互選により評議員会議長及び副議長各1名、書記1名を選出する。任期はともに1年とする。
- 4 評議員会議長は、評議員の議事を統括する。副議長は議長を補佐し、議長に事故ある時はその職務を代行する。
- 5 評議員会には、評議員会自体の経理、庶務を司るものとして事務局を置く。
- 6 評議員会に、定例評議員会と臨時評議員会を置く。定例評議員会は2か月に1回議長が招集する。ただし、次の場合議長は、臨時評議員会を招集しなければならない。
 - (1) 各種執行委員会から要求があった場合
 - (2) 評議員総数の3/4以上の連名要求のあった場合
 - (3) 執行部会又は各種執行委員会が解散した場合
 - (4) 執行部が必要と認めた場合
 - (5) その他議長が必要と認めた場合
- 7 前項第3号に該当する場合は、評議員会は、10日以内に新しく執行部会又は各種執行委員会の選出を行わなければならない。
- 8 評議員会の定足数は2/3、議決は議事規則に基づくものとする。
- 9 評議員会の議決事項は、3日以内に公表しなければならない。
- 10 評議員会の任務は、次のとおりである。
 - (1) 選出母体の意思を反映して執行部会及び各種執行委員会に勧告する。
 - (2) 本会の運営に関する基本的事項の議決
 - (3) 予算及び決算の承認
 - (4) 執行部会及び各種執行委員会が評議決定の議決を必要とすると認めた事項の議決
 - (5) 新設各部・同好会の承認
 - (6) 議長、副議長、書記、各種執行委員の互選
- 11 議長は、評議員会招集の3日前に議題その他必要事項を評議員に告示しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。
- 12 評議員会は、次の場合解散しなければならない。
 - (1) 評議員会が自ら解散を決議した場合
 - (2) 学生総会で不信任を議決された場合
- 13 評議員は、各種執行委員会の委員を、同時に2つ以上兼ねることができない。ただし、臨時に設定された執行委員会はこのかぎりでない。また、議長、副議長、書記、事務部員は執行委員になることができない。

- 14 評議員は、選出母体の承認を経なければ辞めることができない。また、選出母体の1/3以上の要求があった場合、評議員の進退は選出母体の議決によらなければならない。
- 15 評議員会が解散した場合は、評議員会が成立するまで引き続きその任務を行う。
- 16 評議員会が解散した場合は、選挙管理委員会は解散の日より10日以内に評議員の選出を行い、その日から5日以内に新評議員会を招集しなければならない。
- 17 評議員に欠員が生じた場合は、その日から7日以内に補欠選挙を行わなければならない。

(学生役員会)

第9条 学生役員会は、第6条に定める役員で構成される。

- 2 学生役員会は、必要に応じ会長がこれを招集する。
- 3 学生役員会は、第3条に規定する事項を審議し、これを執行する。

(執行部会及び各種執行委員会)

第10条 執行部会及び各種執行委員会は、本会の執行機関である。

第11条 執行部会は、次の各号に掲げる役員、委員長をもって構成し、評議員会の決定に従い各種活動の執行にあたる。

- (1) 第6条に規定する役員
- (2) 次条第1項第1号から第6号に規定する常置委員会の各委員長
- (3) その他執行部会の合議により必要と認められた者
- 2 執行部会にその事務を処理するため事務幹事4名を置き、会長、副会長と合議の上、書記長が選任する。
- 3 会計委員長のもとに予算を執行するため会計委員を置き、委員は、会長、副会長と合議の上、会員の中から会計委員長が選任する。会計委員長は会計委員会を招集する。
- 4 執行部会は、次の場合解散しなければならない。ただし、役員については第6条第6項に定める。
 - (1) 評議員会で不信任決議された場合
 - (2) 評議員会が解散した場合
 - (3) 執行部会が自ら解散を決議し、評議員会で認められた場合
 - (4) 執行部会が解散した場合
- 5 執行部会が解散した場合は、新しい執行部会が成立するまで引き続きその任務を行う。

第12条 各種執行委員会に、次の各号に掲げる常置委員会を置き、その他必要に応じて設置することができる。

- (1) 文化執行委員会
- (2) 体育執行委員会
- (3) 生活執行委員会
- (4) 規約改正執行委員会
- (5) 広報執行委員会
- (6) 交通安全執行委員会
- (7) 女子学生環境執行委員会
- 2 次の各号に掲げる特別委員会をそれぞれの事業の実施にあたり設置する。特別委員会は、その他必要に応じ評議員会の承認を受けて設置することができる。
 - (1) 高専祭実行委員会

- (2) 体育祭実行委員会
 - (3) よさこい祭参加実行委員会
 - (4) 総合文化祭実行委員会
- 3 各執行委員会の委員長等は、次の各号に定める手続きにより選出される。任期はともに最高1年とする。
- (1) 第1項第1号から第6号に掲げる委員会の委員長は、評議員会において互選される。
 - (2) 第1項第7号に掲げる委員会の委員長は、女子学生総会において選出される。
 - (3) 第2項の規定に基づき設置される委員会の委員長は、学生総会の承認を経て選出される。
 - (4) 各委員長は、執行委員として必要人数を評議員の中から指名する。ただし、執行委員の指名には評議員会の承認を要する。
- 4 各種執行委員会は、次の場合解散しなければならない。
- (1) 評議員会で不信任を決議された場合
 - (2) 評議員会が解散した場合
 - (3) 各種執行委員会が自ら解散を決議し、評議員会で認められた場合
 - (4) 執行部会が解散した場合
- 5 各種執行委員会が解散した場合は、新しい各種執行委員会が成立するまで引き続きその任務を行う。

(選挙管理委員会)

第13条 選挙管理委員会は、第5条第1号から第3号の役員選挙の度に設置され、当該選挙を管理する機関である。

- 2 選挙管理委員は、第7条第5項第2号の規程に基づき5名選出され、任期は1年とする。欠員が生じた場合は、評議員会がこれを任命し、次期学生総会の承認を得る。
- 3 選挙管理委員は、本会における他のあらゆる役員職を兼ねることができない。
- 4 選挙に関する詳細は別に定める。

(会計監査委員会)

第14条 会計監査委員会は、本会の会計を監査する機関である。

- 2 会計監査委員は、第7条第5項第3号の規程に基づき3名選出され、任期は1年とする。
- 3 委員に欠員を生じた場合は、評議員会がこれを任命し、次期学生総会の承認を得る。

(文化局及び体育局)

第15条 文化局及び体育局は、文化系及び体育系の部及び同好会の長をもって構成し、相互の連絡調整その他必要事項を協議する機関である。

- 2 文化局及び体育局に、各局の活動を総括するため、文化局長及び体育局長をそれぞれ1名置く。
- 3 文化局長及び体育局長は、文化局及び体育局からそれぞれ3名ずつ選出された評議委員の中から、評議員会で選出される。任期は1年とする。
- 4 局会は、各部及び同好会2名の代表により構成され、各局長が必要に応じて招集する。

- 5 局内に新たに部又は同好会を新設する場合は、所属局会の推薦を経て文書をもって会長に届け出た上、評議員会の承認を得なくてはならない。

(学科学生総会)

第 16 条 学科学生総会は、各学科の全員をもって構成し、本会の諸活動を学科単位で推進する機関である。

- 2 各学科に、当該学科の活動を総括するため、科長 1 名、副科長 1 名を置く。
- 3 科長及び副科長は、学科学生総会で選出される。任期は 1 年とする。
- 4 学科学生総会は、科長が必要に応じて招集する。

(女子学生総会)

第 17 条 女子学生総会は女子学生全員をもって構成し、女子学生の諸活動を推進する機関である。

- 2 女子学生総会代表は、女子学生総会において互選される。
- 3 女子学生総会は、女子学生総会代表がこれを招集する。
- 4 女子学生総会は、女子学生環境執行委員会の委員長を選出する。

(顧問)

第 18 条 本会に顧問教員若干名を置く。また、各部・同好会に顧問教員若干名を置く。

- 2 顧問教員は、第 3 条の目的達成を効果的にならしめるため適正なる指導を行う。

(議 決)

第 19 条 本会の各会議の議決は、すべて別に定める議事規則によるものとする。

第 3 章 会計

(会 計)

第 20 条 本会の経費は、会費、寄付金及び事業収益をもって充てる。

- 2 会費は、学生 1 人当たり年額 6, 0 0 0 円とし、5 月に納入しなければならない。
- 3 既納の会費は、返還しない。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、外国人留学生については、会費を免除する。
- 5 会費の免除については、休学の場合のみとする。
- 6 前項の免除額は、休学をした日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月までの月数に、会費の年額の 12 分の 1 に相当する額を乗じて得た額とする。

第 21 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から 3 月末日までとする。

- 2 本会の予算は、会計委員会が立案し、評議員会の承認を得なければならない。
- 3 本会の予算の執行に関しては、顧問教員の同意を必要とする。
- 4 各部は、予算に認められた品目を変更して、購入する場合、会長の承認を得なければならない。
- 5 本会の収支状況及び決算は、会計委員会が、第 7 条第 3 項第 1 号に定める学生総会前及び会計年度末に、評議員会において発表し、会計の全内容を学生に公表しなければならない。
- 6 前年度の剰余金は、次年度の予算に繰入れなければならない。

第 4 章 監査

第 22 条 会計監査は、本会のすべての会計経理を監査する権利及び義務を有し、必要なときは評議会及び学生総会に報告する。

2 前項の目的達成のため、必要な時は、いずれの組織機関に対しても、その指示する書類を提出させることができる。

3 各部は、会計監査委員会の監査に応じなければならない。

附 則

この規約は、昭和38年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、昭和40年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和56年2月14日から施行する。

附 則

この規約は、昭和62年7月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成7年2月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成8年3月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年1月18日から施行し、平成27年12月15日から適用する。